

(様式1)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画における未発生期の関係省庁対応事項の進捗状況について

※新型コロナウイルス感染症への対応発生以前の対応状況等を調査したものです

※赤字部分が、昨年度フォローアップ以後に追加した事項

令和2年3月31日調査

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
1	内閣官房、その他全省庁	28	実施体制	・国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(内閣官房、その他全省庁)	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日)を閣議決定。 ・平成29年9月12日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を一部変更し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量等を変更した。 ・平成25年度までにすべての都道府県で行動計画を作成済み。 ・平成29年3月までにすべての市町村(1,741市町村)で行動計画を作成済み。 ・平成28年12月までにすべての指定公共機関(105機関)で業務計画を作成済み。 ・指定地方公共機関の作成する業務計画の作成状況を把握。(1065/1076機関で作成済。) ・平成30年度には、地方自治体を対象に業務継続計画の策定に関する調査を実施し、好事例について分析し、報告書を内閣官房ウェブサイト公開。	政府行動計画を必要に応じて適宜見直すとともに、引き続き、都道府県行動計画等の作成支援を実施。	内閣官房
					・政府行動計画に基づき、平成25年10月10日、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定(平成31年4月1日改正)した。特措法施行に伴い、新たに作成された政府の「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、強化・拡充業務(水際対策の支援、医療活動の支援等)を優先業務と定めるなどし、その人員を確保するため、平成26年7月24日、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定(平成31年4月1日改正)の上、本計画に従った人員計画の見直しを行っている。	引き続き、47都道府県警察に対して、知事部局、関係機関と緊密な連携の上、地域の実情を踏まえた都道府県警察の行動計画の改正について指示するとともに、都道府県警察等の業務継続計画についても必要な見直しを図るよう指示していく。	警察庁
2	内閣官房、その他全省庁	28	実施体制	・国は、国における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。(内閣官房、その他全省庁)	・平成25年6月26日に「新型インフルエンザ等発生時における初動対処要領」を作成し初動対応体制を確立した。 ・平成26年3月31日に「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」を改定し、全ての関係府省庁で業務継続計画の改定等を実施した。	左記初動対処要領を必要に応じて適宜見直すとともに、中央省庁業務継続計画のフォローアップのため、関係省庁の状況を随時把握していく。	内閣官房
					・「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定(平成31年4月1日改正)に伴い、平成25年12月25日、対策本部等の編成及び任務分担の細目等を定める「緊急事態における警察庁の組織に関する細目」を見直した。 ・なお、同細目についても平成31年4月1日に改正を行うなど、随時、対策本部要員等の見直しを行っている。	引き続き、必要に応じて対策本部要員等の見直しを行うなど、初動対応体制の充実・強化に努めていく。	警察庁
					・政府行動計画に基づき、平成27年3月5日、「内閣府本府新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。特措法施行に伴い、新たに作成された政府の「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、強化・拡充業務を優先業務と定めるなどし、その人員を確保するため、本計画に従った人員計画の見直しを行っている。	引き続き、関係機関と緊密な連携の上、業務継続計画についても必要な見直しを図る。	内閣府

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁		
3	内閣官房、その他全省庁	28	実施体制	<p>・国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(内閣官房、その他全省庁)</p>	<p>・平成25年度に、地方公共団体等の実践的な訓練・研修に資するよう、新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修ツールを作成し、全府省庁及び都道府県に配布するとともに、内閣官房のHPに公開した。</p> <p>・平成25年度以降毎年度(平成26年1月21日、平成27年1月23日、同年11月27日、平成28年12月13日、平成29年11月7日、平成30年11月9日及び令和元年11月8日)に政府全体で「新型インフルエンザ等対策訓練」を実施。</p> <p>また、平成30年11月27日及び令和元年12月5日には、「新型インフルエンザ等対策本部幹事会訓練」を、平成31年3月20日には、主要な指定公共機関が参加する「新型インフルエンザ等対策指定公共機関合同机上訓練」を実施した。</p>	<p>今後も必要な情報を関係機関間で共有し、連携体制を維持する。関係省庁間の連携強化や担当者の対応能力の向上を図るため、適宜訓練を実施する。</p>	内閣官房		
					<p>・令和元年6月25日に都道府県及び関係省庁の訓練担当者等を対象とした新型インフルエンザ等対策訓練説明会を開催し、平成30年度訓練の概要を説明するとともに、専門家の講演や自治体からの平成30年度訓練実施時の成果発表により担当者の意識向上を図った。</p> <p>・平成28年度訓練促進事業として、都道府県における訓練の底上げによる対応練度の向上を図るため、自治体が実施する訓練の資料・映像を取りまとめ、モデルケースを作成し、関係府省庁及び全都道府県に配布した。新型インフルエンザ等対策訓練説明会において毎年度配布し、自治体主催の訓練実施を促している。</p> <p>・新型インフルエンザ等発生時対応検討事業において、平成27年度に岡山県の協力を得て「新型インフルエンザ等発生時対応検討支援ツール」を作成。</p> <p>平成28年度から支援ツールを活用して各都道府県における地域の特性に応じた緊急事態措置等を検討する会議(検討会議)の実施を促進し、新型インフルエンザ等が発生した場合における各都道府県の対応能力の向上を図っている。</p> <p>・平成29年度は、愛知県が実施した検討会議に専門家とともに参画し、新型インフルエンザ等発生時の不要不急の外出自粛・施設の使用制限等について具体的な検討を行った。</p> <p>・平成30年度は、長野県が実施した検討会議に専門家とともに参画し、新型インフルエンザ発生時の施設の使用制限について、県担当者や民間の施設管理者とともに具体的な検討を実施したほか、愛知県、宮崎県の検討会議に当室員のみで参画し、外出自粛要請や施設の使用制限の実施方法等について具体的な検討を実施した。</p> <p>・令和元年度は、埼玉県、福島県及び京都府が実施した検討会議に当室員が参画し、外出自粛要請や施設の使用制限の実施方法等について具体的な検討を実施した。</p> <p>・平時から、各府省庁及び都道府県に新型インフルエンザ等に関する情報提供等を実施し連携体制を維持している。</p>				
					<p>・特措法施行後、政府全体訓練が毎年度実施されているところ、警察においても、同訓練と連携した訓練を実施し、初動対処要領や現場における関係機関との連携を確認した。平時から、関係機関に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行うなどし、連携体制を維持している。</p>			<p>今後も、警察と関係機関が連携した訓練を実施するとともに、47都道府県警察が実施する訓練に対する指導を行っていく。</p>	警察庁
					<p>・新型インフルエンザ疑い事例等の発生に備え、都道府県との連絡体制を確認している。</p>			<p>引き続き、関係機関との連携強化を図り、適宜訓練に参加する。</p>	消防庁
				<p>・政府対策本部運営訓練に付随する形で、平成27年1月23日、平成27年11月27日、平成28年12月13日、平成29年11月7日及び平成30年11月9日、令和元年11月8日に「内閣府本府新型インフルエンザ等対策会議」の運営訓練を行うとともに、情報交換、連携体制の確認等訓練を実施した。</p>	<p>引き続き、関係機関と緊密な連携の上、政府対策本部運営訓練と連携した訓練を実施する。</p>	内閣府			

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
4	内閣官房、厚生労働省、関係省庁	28	実施体制	<p>・国は、都道府県行動計画、市町村行動計画、指定(地方)公共機関における業務計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)</p>	<p>・平成25年7月に都道府県を対象とした都道府県行動計画等に関する説明会を実施するとともに、平成25年11月に「市町村行動計画作成の手引き」を作成し、都道府県経由で情報提供を行った。また、市町村行動計画の作成状況を定期的に調査し、作成が遅れている市町村を対象に、作成の働きかけ・支援を行った。この結果、平成29年3月までに全市町村が行動計画を作成した。</p> <p>・指定公共機関に対しては、平成25年8月に業務計画等に関する説明会を実施するとともに、平成26年9月に情報交換会を、平成28年2月に講演会を開催。平成29年3月及び平成30年3月には事業者シンポジウムを開催し、政府や現場の取組紹介等を行った。また、平成31年3月にシンポジウムを開催し、米国CDCのDr.Uyekiが講演を行い、最新の新型インフルエンザの情報を提供した。加えて、指定公共機関の連携等を推進するため、「新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会」を立ち上げ、平成29年度は2回開催し平成30年度は、12月に第3回会合を開催した。</p> <p>・指定地方公共機関の業務計画の作成状況を定期的に調査し、作成が遅れている機関を対象に、作成の働きかけ・支援を行った。この結果、指定地方公共機関1075機関のうち、1066機関で業務計画を作成している。</p>	<p>今後も行動計画、業務計画の作成支援を継続する。指定公共機関については、令和元年度もシンポジウムの開催等の普及啓発を実施するとともに、「新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会」を開催し、指定公共機関におけるサービスの維持・復旧能力の向上に資する。</p>	内閣官房
					<p>・平成25年8月に、厚生労働科学研究の成果として、医療機関向けに「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」(診療所、小規模・中規模病院向け)及び「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」(大規模・中規模病院向け)を公表した。</p> <p>・毎年度(平成29年度は平成29年11月に、平成30年度は平成30年9月に、令和元年度は令和元年9月に実施。)、地方自治体、地域の医療従事者を対象とした新型インフルエンザ等に関するワークショップ(平成24年度までは感染症アドバイザー養成セミナーとして実施)や医療従事者を対象とした新型インフルエンザ診療に関する研修を開催し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成を行っている。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等に関するワークショップや新型インフルエンザ診療に関する研修の実施にて検討及び対応する。</p>	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
5	厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁	28,29	実施体制	<p>・国は、都道府県が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行う。(厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)</p>	<p>・各検疫所は、厚生労働省本省との連携の下、関係機関との連携についての訓練や感染症連絡会議等を実施している。</p>	引き続き、各検疫所は訓練や感染症連絡会議等を実施する。	厚生労働省
					<p>・政府行動計画に基づき、平成25年10月10日に、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定(平成31年4月1日付で改正)。<b>各都道府県警察においても行動計画を策定し、知事部局等関係機関との連絡体制を構築している。</b></p>	引き続き、47都道府県警察に対して、知事部局、関係機関と緊密な連携の上、情報交換、連携体制の確認等を行うよう指示していく。	警察庁
					<p>・平成21年度に通知を发出し、都道府県を通じて、消防機関に対し、都道府県等の関係機関との連携をとるよう依頼した。</p>	引き続き、十分な連携が図られるよう必要に応じて働きかけていく。	消防庁
					<p>・現行の防衛省新型インフルエンザ等対策計画第3章において、自衛隊の部隊等は、地方公共団体等が開催する情報交換や連絡調整のための会議等において新型インフルエンザ等対策に関する情報・意見交換を実施するなど、平素から地方公共団体等との間で密接な連携及び協力の実施に努めていることとしている。また、地方防衛局は、自衛隊の部隊等と地方公共団体等との連携及び協力を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項につき協力を求められた場合は、積極的にこれに協力することとしている。</p>	引き続き、平素から地方公共団体等との間で新型インフルエンザ等対策に関する連携に努める。	防衛省
					<p>・平時から、関係省庁、地方自治体等の関係機関との間における連絡体制を確保するとともに、関係省庁連絡会議や訓練等を通じ、連携強化に努めている。</p>	引き続き、関係機関との連携強化を図っていく。	海上保安庁
6	厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省	29	実施体制	<p>・国は、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や諸外国等と速やかに情報共有できる体制を整備する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)</p>	<p>・厚生労働省は、平成16年以降ASEAN+3保健大臣会合、平成19年以降日中韓3保健大臣会合の枠組みに基づき情報共有体制を構築。また、国際保健規約(IHR)の情報共有の枠組みで世界保健機関(WHO)やWHO加盟国と情報共有を行っている。昭和26年にWHOのインフルエンザコラボレーティングセンターとして指定された国立感染症研究所等を通じ、引き続き、国際的な連携強化を図っている。</p>	引き続き、速やかな情報共有が出来るよう、国際的な連携・協力体制の維持・強化に努める。	厚生労働省
					<p>・国内外における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生について、速やかに国際獣疫事務局(OIE)を通じて発生状況を共有するとともに、アジア太平洋地域における高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、早期発見等を支援する体制を構築している。</p>	引き続き、OIE等を通じて高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を共有する。	農林水産省
					<p>・感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)において、アジア・アフリカの9か国9か所の海外<b>研究</b>拠点を活用し、日本医療研究開発機構等を通じた各拠点からの情報を共有できる体制を構築している。(平成27～令和元年度)</p>	引き続き、日本医療研究開発機構等を通じた海外 <b>研究</b> 拠点からの情報を共有できる体制を維持するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に情報提供可能な体制とする。	文部科学省
					<p>・近隣諸国での野鳥等における高病原性鳥インフルエンザの発生等については、OIEや海外の専門家ネットワーク等を通じて、情報収集・交換を行っている。</p>	引き続き、近隣諸国での野鳥等における高病原性鳥インフルエンザの発生等について、OIE等を通じて、情報収集・交換を行う。	環境省
					<p>・各在外公館を通じて、現地の保健行政機関や国際機関等と日頃から情報収集・意見交換を実施する等している。</p>	引き続き、現地の保健行政機関等との関係構築に努める。	外務省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
7	外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	29	実施体制	<p>・国は、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・開発等に関する国際的な連携・協力体制を構築する。(外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)</p>	<p>・常時、諸外国／関係機関及び世界健康安全保障アジェンダ等のネットワークを通じた国際的な連携/協体制を構築している。</p>	引き続き、現在の体制を維持し、定期的に情報交換を行っていく。	外務省
					<p>・WHOのインフルエンザコラボレーティングセンターとして指定されている国立感染症研究所や世界健康安全保障イニシアティブ等のネットワークを通じ、引き続き、国際的な連携を図っている。</p>	引き続き、国際的な連携・協体制の維持・強化に努める。	厚生労働省
					<p>・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(NARO)動物衛生研究部門が「食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト(平成25～29年度)」において、家きん用鳥インフルエンザワクチンを開発するため、ベトナム政府等の研究機関との連携・協体制を構築している。</p> <p>・国内の家きん農場密集地域での高病原性鳥インフルエンザの発生に備えて、緊急接種用の家きん用鳥インフルエンザワクチンを備蓄している。</p>	引き続き、プロジェクト研究(平成30～34年度)において、アジア各国等の研究機関と連携しつつ、これまで開発した家きん用の点眼ワクチンよりも省力的な接種が可能なワクチンの開発を推進する。 <p>引き続き、緊急時に備え、鳥インフルエンザワクチンの備蓄を継続する。</p>	農林水産省
					<p>・医療機器や、ワクチン生産に必要なウイルスの輸出が急遽必要になるなどの緊急時においても、迅速な輸出審査ができる体制を整備しており、引き続き、関係省庁と協力して国際的な連携・協体制を図っていく。</p>	引き続き、国際的な連携・協体制の構築に向け、関係省庁と協力していく。	経済産業省
8	外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省	29	実施体制	<p>・国は、医療従事者や専門家、行政官等の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。(外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省)</p>	<p>・海外の医療従事者や専門家、行政官等の人材育成のために、国内において研修員を受け入れるとともに、国内の専門家の海外への派遣、第3国研修等を実施している。</p>	関係国・機関から要請があった場合には、先方ニーズを踏まえ、引き続き、支援を行っていく。	外務省
					<p>・感染症指定医療機関等の医療従事者を海外に派遣し、一類感染症等の予防・診断・治療に関する研修を実施している。</p> <p>平成27年4月に感染症危機管理専門家養成プログラム(IDES)を設置するなど、国際的な感染症の危機管理事案に対応できる人材の育成を推進している。</p>	引き続き、左記の対応を推進していく。	厚生労働省
					<p>・アジア太平洋地域の家畜衛生体制を強化するため、教育プログラムの作成、OIE本部への専門家の派遣、OIEリファレンスセンターへの途上国技術者の招聘(技術指導)を行っている。</p>	引き続き、同様の対応を実施。	農林水産省
					<p>・J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの9か国9か所の海外研究拠点を活用し、感染症研究に関する研究者の育成を図っている。(平成27～令和元年度)</p>	引き続き、感染症研究に関する研究者の育成を図る。	文部科学省
9	厚生労働省	29	実施体制	<p>・国は、新型インフルエンザ等の発生を想定した諸外国との共同訓練を実施する。(厚生労働省)</p>	<p>・日中韓3国保健会において、机上訓練ワークショップを開催している。また、平成21年3月、厚生労働省とWHO西太平洋地域事務所(WPRO)共催の新型インフルエンザ対策ワークショップを福岡で開催し、WPRO加盟国を招いた。</p>	引き続き、新型インフルエンザ等の発生を想定した共同訓練の実施を検討する。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
10	外務省、厚生労働省、農林水産省	29	実施体制	<p>・国は、新型インフルエンザ等発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門家チームを編成する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</p>	<p>・国際緊急援助隊(JDR)を、被災国政府等の要請に応じて派遣しており、個別のケースごとに先方政府要請内容を踏まえ、関係省庁と協議し、隊員となる専門家の編成を行っている。平成28年7月、コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、延べ17人の感染症対策チームを初めて派遣した。また、平成30年6月、コンゴ民主共和国で発生したエボラ出血熱の流行に対し、感染症対策チーム13名を派遣、令和元年12月、サモア独立国における麻しんの流行に対し、感染症対策チーム15名を派遣した。平時より、在外公館や国際機関等を通じて情報収集をし、派遣に備えている。</p>	<p>海外における感染症の流行に迅速に対応するため、国際緊急援助隊として感染症対策チームを派遣する仕組みを整備する。関係国・機関から要請があった場合には、引き続き、先方ニーズを踏まえ、可能な支援を行っていく。</p>	外務省
					<p>・WHO等を通じて要請があれば必要に応じて、国立感染症研究所等関係機関から専門家の派遣や技術協力を行うこととしている。</p>	<p>引き続き、左記の対応を推進していく。</p>	厚生労働省
					<p>・家畜衛生の専門家をリストアップし、時点更新を行っている。</p>	<p>引き続き、リストアップした専門家との連絡を密にし、有事に備える。</p>	農林水産省
11	厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省	29	実施体制	<p>・国は、国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省)</p>	<p>・平成30～令和2年度厚生労働科学研究新興・最高感染症及び予防接種政策推進研究事業において、新型および季節性インフルエンザに係る流行株の予測等資するサーベイランス及びゲノム解析に関する研究インフルエンザの診断・治療に関し諸外国と連携を強化し、調査・研究を行っている。</p>	<p>引き続き、新型及び鳥インフルエンザの診断・治療に関し、諸外国と連携を強化し、調査・研究を行っていく。</p>	厚生労働省
					<p>・NARO動物衛生研究部門が、AMEDのJ-GRIDを活用して、タイ、ベトナムと連携して東南アジアにおける鳥及び豚由来インフルエンザの疫学・病原性に関する調査研究を実施している。(平成22～令和元年度)</p>	<p>引き続き、J-GRIDを活用して、調査研究を行う。</p>	農林水産省
					<p>・J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの9か国9か所の海外研究拠点を活用し、感染症対策に資する調査研究を実施している。(平成27～令和元年度)</p>	<p>引き続き、感染症対策に資する調査研究を実施する。</p>	文部科学省
					<p>・ガンカモ類の渡り鳥が鳥インフルエンザウイルスを運んでいる可能性が指摘されていることから、渡り鳥の衛星等による追跡を行い、国内外の飛来経路の解明を行い情報共有を図っている。</p>	<p>引き続き、渡り鳥の飛来経路の解明を行い、情報共有を図る。</p>	環境省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
12	外務省、厚生労働省、文部科学省	29	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、病原体検体の、国際機関(WHO、国際獣疫事務局(OIE)等)を通じた国際的な共有の在り方を検討する。(外務省、厚生労働省、文部科学省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時、諸外国・関係機関との情報交換が可能な体制を構築している。</li> </ul>	今後も引き続き、現在の体制を維持し、定期的に情報交換を行っていく。	外務省
					<ul style="list-style-type: none"> <li>病原体検体の共有に関するこれまでの議論を踏まえ、平成23年5月にWHO総会で「Pandemic Influenza Preparedness(PIP) framework」が採択された。</li> </ul>	当該フレームワークに基づく病原体検体の共有を実施する。(我が国ではWHOコラボレーティングセンターである国立感染症研究所が検体の受領・分与を行うこととしている。)	厚生労働省
					<ul style="list-style-type: none"> <li>国際機関の窓口となる厚生労働省(国立感染症研究所)とJ-GRIDとの間の病原体情報等の情報共有体制の構築を行っている。</li> </ul>	引き続き、国際機関の窓口となる厚生労働省(国立感染症研究所)との間の病原体情報等の情報共有体制の強化を図る。	文部科学省
13	厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省	29	サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所(WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等)及び検疫所は、情報を得た場合には、速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)</li> <li>国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)</li> <li>国立大学法人北海道大学: OIE リファレンスラボラトリー</li> <li>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門</li> <li>地方公共団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザの発生状況等について、関係機関から情報収集をしている。</li> </ul>	引き続き、関係機関からの情報収集を行う。	厚生労働省
					<ul style="list-style-type: none"> <li>国外の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況についてはOIE及びFAOを通じて、国内の発生状況については都道府県を通じて、それぞれ把握している。</li> </ul>	引き続き、OIEや都道府県等を通じて情報収集を行う。	農林水産省
					<ul style="list-style-type: none"> <li>常時、諸外国・関係機関との情報交換が可能な体制を構築している。</li> </ul>	今後も引き続き、現在の体制を維持し、定期的に情報交換を行っていく。	外務省
					<ul style="list-style-type: none"> <li>AMED等を通じ、J-GRIDの海外研究拠点からの新型インフルエンザ等に関する情報の収集体制を構築している。</li> </ul>	引き続き、AMED等を通じ、海外研究拠点からの情報の収集体制を維持する。	文部科学省
14	厚生労働省	29	サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関(約5,000の医療機関)において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約500の医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(厚生労働省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法14条に基づき、定点医療機関からの患者発生状況の報告を受けるとともに、病原体サーベイランスを行っている。</li> </ul>	引き続き、調査を行っていく。	厚生労働省
15	厚生労働省	30	サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(厚生労働省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年に感染症法施行規則の改正を行い、インフルエンザによる入院患者のサーベイランスを行っている。</li> <li>死亡者については、人口動態統計で把握している。</li> </ul>	引き続き、調査を行っていく。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
16	厚生労働省、 文部科学省	30	サーベイランス・ 情報収集	<p>・国は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(厚生労働省、文部科学省)</p>	<p>・文部科学省の協力により、全国の学校での学校休業状況を、季節性インフルエンザのシーズン(9月から3月を目途)に把握している。</p>	引き続き、調査を行っていく。	厚生労働省
					<p>・厚生労働省において、文部科学省協力の下、全国の学校での学校休業状況を、季節性インフルエンザのシーズン(9月～3月を目処)に把握している。また、平成30年9月18日及び11月9日に文部科学省から各都道府県教育委員会等及び各大学等に対して、各学校の設置者から保健所への連絡について、適切に対応するよう周知を行った。</p>	<p>例年、厚生労働省の各都道府県衛生主管部局宛ての事務連絡『インフルエンザ施設別発生状況』に係る今シーズンの調査開始についてを受けて、各都道府県教育委員会等や各大学等に対して、引き続き、保健所への連絡について適切な対応がなされるよう周知する。</p>	文部科学省
17	厚生労働省	30	サーベイランス・ 情報収集	<p>・国は、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況を把握する。(厚生労働省)</p>	<p>・感染症流行予測調査事業として血清抗体の把握をしている。</p>	引き続き、調査を行っていく。	厚生労働省
18	厚生労働省、 農林水産省、 環境省	30	サーベイランス・ 情報収集	<p>・国は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図り、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国立感染症研究所において分析評価を実施する。(厚生労働省、農林水産省、環境省)</p>	<p>・新型インフルエンザウイルスの出現監視を目的として、鳥類の糞や豚から検体を採取し検査を実施している。 ・また、得られた情報を共有・集約化するための体制を整備している。</p>	引き続き、新たに得られた情報を関係省庁間で共有し、感染研等の専門家による分析評価に向けて検討を行う。	厚生労働省
					<p>・都道府県の家畜保健衛生所において、家きんについては定点及び強化モニタリングを実施、豚については呼吸器症状が認められた個体についてインフルエンザの検査を実施している。</p>	引き続き、実施していく。	農林水産省
					<p>・都道府県、大学等の関係機関との連携・協力の下、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に従い、死亡野鳥及び秋冬に飛来するガンカモ類の糞便から検体の採取を行い、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランスを実施している。</p>	引き続き、都道府県、大学等の関係機関との連携・協力のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に従い、死亡野鳥及び秋冬に飛来するガンカモ類の糞便から検体の採取を行い、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランスを実施する。	環境省
19	厚生労働省	30	サーベイランス・ 情報収集	<p>・国は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や都道府県等との連携等の体制整備を図る。(厚生労働省)</p>	<p>・国立感染症研究所による、実地疫学専門家養成コース(FETP)での人材育成や、都道府県地方衛生研究所等向けの研修等を行っている。</p>	引き続き、必要な研修等を行うとともに、 <b>FETPIについて、大幅な拡充を行う。</b>	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
20	厚生労働省	30	サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検査等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。(厚生労働省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレパンデミックワクチンの製剤化済ワクチンを用いて臨床研究を実施し、交差反応や接種期間などの科学的知見を集積し、有効性・安全性についての知見を得た。</li> <li>・細胞培養ワクチンの研究開発及び実用化を進めた。</li> <li>・動物実験で、H7N9ウイルスの病原性をH5N1ウイルスと比較検討した。</li> <li>・新型インフルエンザ対策に関する国内外における疫学に関するエビデンスをまとめ、公表した。</li> <li>・鳥インフルエンザ等の重症患者に対する治療薬の使用基準・方法等の研究を行った。</li> <li>・第12回新型インフルエンザ等対策有識者会議(平成27年10月29日)取りまとめを受け、新型インフルエンザ発生時における新たな被害想定について調査研究を開始。</li> <li>・全重症患者への倍量・倍期間投与に関して、研究班(厚生労働科学研究)において、タミフル及びラピアクタにおける治療の有効性について、エビデンスの有無や種類について論文等を精査し、新型インフルエンザ対策として、全重症患者への倍量・倍期間投与を行うことを考慮した抗インフルエンザウイルス薬の備蓄は必要ないとされた。</li> </ul>	引き続き、必要な研究を推進し、科学的知見の集積を図る。	厚生労働省
21	厚生労働省、内閣官房	30	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(厚生労働省、内閣官房)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に関する情報を隔週のメールマガジン(感染症エクスプレス等)やTwitterにて配信するとともに、厚生労働省のWEBサイトでも情報提供している。</li> </ul>	引き続き、感染症に関する情報を隔週のメールマガジンやTwitterにて配信するとともに、厚生労働省WEBサイトでも情報提供する。	厚生労働省
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房のHPやTwitterにおいて情報提供を実施している。</li> <li>・政府広報オンラインにおいて、平成27年12月3日より、暮らしのお役立ち記事「正しい知識を持って!「新型インフルエンザ」に備える。」を掲載。平成30年11月8日より、改訂版として「新型インフルエンザの発生に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」を掲載。</li> <li>・平成28年2月に広島県内の教育関係者等を対象としたシンポジウムを開催し、学校等における新型インフルエンザ等対策に関する情報を提供するとともに、新型インフルエンザ等の正しい知識の習得の促進を図った。</li> <li>・平成29年3月に、国民向けの公開シンポジウムを開催し、専門家による講演やパネルディスカッションを行った。なお、当日撮影した動画をホームページに掲載することで、全国的な普及啓発を図った。</li> <li>・平成31年3月に職場・事業所における感染予防対策に関するチラシを作成し、指定公共機関に共有し、内閣官房のウェブサイトに掲載した。</li> </ul>	今後も国民を対象とした普及啓発を実施予定。	内閣官房	
22	厚生労働省	30	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、マスク着用・咳エチケット・手洗いうがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(厚生労働省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ感染拡大防止の啓発ポスター、厚生労働省のSNS、WEBサイト等を活用した情報提供を行っている。</li> <li>・平成29年度は咳エチケット啓発に特化した「進撃の巨人」とのコラボレーションポスターを作成した。</li> </ul>	引き続き、インフルエンザ感染拡大防止の啓発ポスター、厚生労働省のSNS、WEBサイト等を活用した情報提供を行う。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
23	厚生労働省、 内閣官房	30,31	情報提供・共有	<p>・国は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。(厚生労働省、内閣官房)</p> <p>① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた国民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <p>② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する(広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。</p> <p>③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。</p> <p>④ 地域における対策の現場となる地方公共団体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。</p> <p>⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、国民からの相談に応じるため、国のコールセンター等を設置する準備を進めるとともに、都道府県・市町村に対し、コールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。</p>	<p>・発生時における情報提供体制について、検討を進めている。</p> <p>・また平時からメールマガジンや、SNS、WEBサイトを活用して、継続的に感染症全般に関する情報提供を行うことにより、発生時にもスムーズな情報提供ができるようにその体制の整備を図るとともに、国民の理解を深めていただけるよう努めている。</p> <p>・平成30年1月に、広報担当官を中心としたマスコミ対応に係る訓練等を行った。</p>	発生時における国民への情報提供の方法について、検討を進める。 また、発生時における、個人情報の保護と公益性の双方に配慮した情報提供の望ましいあり方について、自治体等と議論する場を設け、相互理解を深めていく予定である。	厚生労働省
				<p>・発生時に、HP掲載と連携し、首相官邸 災害・危機管理情報 Twitterにおいても情報提供が可能な体制を整備した。</p> <p>・平成25年度には、情報の受取手となる国民に対して、現時点での新型インフルエンザ等に対する認識等の調査を行った。</p> <p>・平成26年度には、広報担当官を中心としたマスコミ対応に係る訓練等を行った。</p> <p>・平成30年度には、スペインインフルエンザ発生から100年、2009年新型インフルエンザ(A/H1N1)発生から10年の節目企画として、国民向けに特設ウェブサイトを開設し、有識者による過去のパンデミックレビューの記事を連載(月2回)、記事へのアクセスを増やすためにTwitterで記事に関連するクイズを投稿。</p> <p>・報道関係機関との連携を強化するため、平成30年度より4半期に一度の定期的な記者フリーフィングを開始。</p>	今後も状況に応じ、提供する情報の内容、提供の仕方を検討する。	内閣官房	
24	厚生労働省、 関係省庁	31	予防・まん延防 止	<p>・国、都道府県、市町村、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁)</p>	<p>・インフルエンザ感染拡大防止の啓発ポスター、厚生労働省のSNS、WEBサイト等を活用した情報提供を行っている。</p> <p>・平成29年度は咳エチケット啓発に特化した「進撃の巨人」とのコラボレーションポスターを作成した。</p>	引き続き、インフルエンザ感染拡大防止の啓発ポスター、厚生労働省のSNS、WEBサイト等を活用した情報提供を行う。	厚生労働省
25	厚生労働省、 関係省庁	31	予防・まん延防 止	<p>・国及び都道府県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁)</p>	<p>・インフルエンザの感染拡大防止についてまとめた映像を作成し、自治体に配布するとともに、厚生労働省WEBサイトにアップしている。</p>	引き続き、理解促進を図っていくとともに、海外向けWEBサイトの立ち上げを検討中。	厚生労働省
26	厚生労働省	31	予防・まん延防 止	<p>・国及び都道府県等は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、国及び都道府県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(厚生労働省)</p>	<p>・新型インフルエンザ等発生時の対策については平成25年6月策定の新型インフルエンザ等対策ガイドライン(「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」・「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」)において記載し、周知を行っている。また、季節性インフルエンザ対策についてもポスター作成等を行い、周知を行っている。</p> <p>・緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策については、「まん延防止に関するガイドライン」等で周知している。</p>	引き続き、周知していく。	厚生労働省
27	厚生労働省	31	予防・まん延防 止	<p>・国は、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。(厚生労働省)</p>	<p>・平成19年度より、主要メーカーから消毒薬及びマスクの生産・在庫数量に係る報告(月次)を受理している。また、毎年、季節性インフルエンザの流行期入り前に、インフルエンザウイルス抗原検出キット(迅速タイプ)の在庫・生産予定量について関係メーカーより聴取している。</p>	引き続き、状況を把握していく。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
28	厚生労働省	31,32	予防・まん延防止	・国は、水際対策関係者のために、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。(関係省庁)	・各検疫所は、厚生労働省本省との連携の下、関係機関との連携についての訓練や感染症連絡会議等を実施している。 ・また、感染症を防護するためのマスク、ガウン、手袋等の備蓄を行っている。 ・さらに、検疫所において、感染拡大の防止や人権に配慮した有症者待機室の整備を行った。	引き続き、各検疫所は訓練や感染症連絡会議等を実施する。	厚生労働省
29	厚生労働省	32	予防・まん延防止	・国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。(関係省庁)	・新型インフルエンザ等の発生に備えた検疫の強化等に係る実務的な要領として、平成25年11月に「新型インフルエンザ等検疫要領」を策定した。 ・また、新型インフルエンザ等検疫要領に基づき、関係機関と連携し訓練を行っている。	引き続き、関係機関と連携し訓練を実施する。	厚生労働省
30	厚生労働省	32	予防・まん延防止	・国は、事前に宿泊施設の管理者に対し説明を行い、施設の使用に関して同意を得ることができるように努め、感染したおそれのある者を停留するための特定検疫港及び特定検疫飛行場(以下「特定検疫港等」という。)の周囲の宿泊施設の整備を進める。(厚生労働省)	・宿泊施設の確保について、宿泊施設の協力を得よう調整している。	引き続き、宿泊施設の協力が得られるように継続して対応する。	厚生労働省
31	厚生労働省	32	予防・まん延防止	・国は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関の連携を強化する。(厚生労働省)	・各検疫所は、厚生労働省本省との連携の下、関係機関との連携についての訓練や感染症連絡会議等を実施している。	引き続き、各検疫所は訓練や感染症連絡会議等を実施する。	厚生労働省
32	国土交通省	32	予防・まん延防止	・公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定(地方)公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけなどが想定される。その運行については、所管省庁を中心に、国立感染症研究所等関連機関の協力を得て、調査研究を推進した上で、政府が新型インフルエンザ等発生時の行政や事業者の対応方針を更に検討する。	・新型インフルエンザ等発生時の公共交通機関における現実的に実施可能な感染予防策及び混雑緩和策の方向性につき、国土交通政策研究所と協力し、学識経験者(交通工学、公衆衛生学、事業継続・危機管理専門家)、公共交通事業者等から構成する検討会を開催し、国民生活及び国民経済の安定の確保のために可能な限りの運行を前提にした対策の方向性を示したところである。 また、平成26年3月に調査結果を公表するとともに指定公共機関への周知を行っている。	今後は、調査結果を活用し、必要な対策の方向性について指定公共機関をはじめ、広く働きかけを行っていくこととしたい。	国土交通省
33	厚生労働省	32	予防・まん延防止	・国は、新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。また、これらのワクチン開発に合わせて、小児への接種用量についても検討を行う。(厚生労働省)	・平成21年度補正予算により、「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」(合計1,190億円)を措置している。本交付金による事業において、細胞培養法を開発することにより、国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産できる体制の整備を行っており、平成26年3月に、事業を実施していた3社について、細胞培養法による新型インフルエンザワクチンを生産できる体制が実用化され、平成30年度までに、国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産できる体制を整備した。 ・平成29年11月に上記3社に対してヒアリングを実施し、平成31年度以降のパンデミックワクチンの製造スケジュール(見込み)を作成した。 ・平成28～30年度AMED委託研究開発において、経鼻投与式細胞培養新型インフルエンザワクチンの開発を目指し、基礎研究及び臨床研究を実施している。 ・平成30年度～令和2年度AMED委託研究費において、H7N9鳥インフルエンザについて、試作ワクチンの免疫原性、交差免疫性の検証を開始した。	経鼻ワクチン等については、新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業やAMED委託研究等において、研究・開発を促進する。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
34	厚生労働省	32	予防・まん延防止	<p>・国は、新型インフルエンザ発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済ワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進する。(厚生労働省)</p>	<p>・平成20年より、プレパンデミックワクチンの一部製剤化したものを利用して、厚生科学研究事業として、有効性・安全性等に関する臨床研究を実施している。</p>	<p>引き続き、有効性・安全性等に関する臨床研究を実施し有効な接種方法を検討するための知見を収集する。</p>	厚生労働省
35	厚生労働省	32,33	予防・まん延防止	<p>・国は、パンデミックワクチンの開発・製造には発生後に一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者や国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行えるよう、その原液の製造・備蓄(一部は製剤化)を進める。(厚生労働省)</p> <p>① ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用の候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、プレパンデミックワクチン製造に必要な新しい分離ウイルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。</p> <p>② プレパンデミックワクチンについて、新型インフルエンザの発生後、迅速な接種が行えるよう、必要量をあらかじめ製剤化した形で備蓄する。</p>	<p>・平成28年10月の厚生科学審議会感染症部会において、「検討時点で、『危機管理上の重要性』が高いワクチン株の備蓄を優先する」とこととされた。</p> <p>・平成30年6月の同部会において、<b>備蓄を行うワクチン株をH7N9株に決定し、令和元年度も同方針を継続。</b></p> <p>・現在のプレパンデミックワクチンの原液備蓄状況は以下のとおり。 平成29年度 約100万人分(H5N1(チンハイ株)) <b>令和元年度 約340万人分(H7N9(ガンドン株))</b></p> <p>※内、製剤化分 平成29年度 H5N1(チンハイ株)約67万人分</p> <p>・国立感染症研究所において、プレパンデミックワクチン製造に必要なウイルス株の弱毒化及びその品質管理を実施する体制が整備されている。</p> <p>・H7N9プレパンデミックワクチンについては、平成25年4月より開発を開始し、平成25年12月に治験用ワクチンを製造、平成26年1月から非臨床試験を実施した。国内での非臨床試験や海外での臨床試験の結果から、一定程度の有効性や安全性を確認できたことから、専門家の意見を踏まえ、平成26年6月に国内臨床試験の実施方針を示し、日本医療研究開発機構委託研究開発費・感染症実用化研究事業(新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業)において、臨床試験を実施している。</p>	<p>今後のプレパンデミックワクチンの備蓄予定は以下のとおり。</p> <p>①原液 令和2年度にH7N9株約680万人分の備蓄を進める予定。 今後のプレパンデミックワクチンのあり方に関しては、近年の状況等を踏まえ、改めて議論される。</p> <p>②製剤化 その年の備蓄が決まった株について約10万人分の製剤化を行い、備蓄を進める予定。(ただし、生産可能な最小製剤化量が10万人を超える場合は、当該最小製剤化量を基本とする。)</p> <p>・今後の備蓄戦略について検討するため、交叉免疫に関する知見を集積する。また、備蓄分の原液について、より長く備蓄を継続するための検討を行う。</p> <p>・H7N9プレパンデミックワクチンの国内臨床試験を着実に実施し、開発を進める。</p>	厚生労働省
36	厚生労働省	33	予防・まん延防止	<p>・国は、細胞培養法等による製造体制が整備されるまでの間、鶏卵によるパンデミックワクチンの製造体制において可能な限りの生産能力の向上を図る。(厚生労働省)</p>	<p>・平成21年度補正予算により、「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」(合計1,190億円)を措置している。本交付金による事業において、生産施設の拡充等により、鶏卵培養法による新型インフルエンザワクチンの生産能力を強化した。</p>	<p>必要に応じ、生産能力の向上を図る。</p>	厚生労働省
37	厚生労働省	33	予防・まん延防止	<p>・国は、細胞培養法等の新しい製造法が開発され、国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるまでは、輸入ワクチンの確保の基本的考え方とそのプロセスについて定めておく。(厚生労働省)</p>	<p>・平成25年6月に策定された新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、輸入ワクチンの確保の基本的な考え方とプロセスについて整理を行った。</p>	<p>必要に応じ、検討を深める。</p>	厚生労働省
38	厚生労働省	33	予防・まん延防止	<p>・国は、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(厚生労働省)</p>	<p>・平成24年7月に、「新型インフルエンザワクチンの流通改善に関する検討会」において、不要な在庫を可能な限り発生させないために考えられる方法を中心に報告書を取りまとめた。また、平成25年6月に策定された新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、ワクチンの供給体制について整理を行った。さらに、厚生労働科学研究によりワクチン供給も含めた住民接種のモデル事業を実施した。</p> <p>・平成31年3月29日に住民接種実施要領を策定し、同日、各自治体に通知(健発0329第39号厚生労働省健康局長通知)した。</p>	<p>・住民接種実施要領の周知及び市町村が策定する実施計画に対して必要な助言等を行う。</p> <p>・今後策定する特定接種に関する実施要領においても新型インフルエンザワクチンの流通体制を定める予定。</p>	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
39	厚生労働省	33	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、都道府県に対し、管内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築するよう、要請する。(厚生労働省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年7月に、「新型インフルエンザワクチンの流通改善に関する検討会」において、不要な在庫を可能な限り発生させないために考えられる方法を中心に報告書を取りまとめた。</li> <li>平成25年6月に策定された新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、ワクチンの供給体制について整理を行った。また、平成26年度厚生労働科学研究において、住民規模の異なるモデル市での新型インフルエンザ等発生時における、住民接種体制の構築を具体的に検討し、他の市町村の参考となる報告書を作成し、平成27年5月に「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き」として公表を行った。</li> <li>平成31年3月29日に住民接種実施要領を策定し、同日、各自治体に通知(健発0329第39号厚生労働省健康局長通知)した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種実施要領の周知及び市町村が策定する実施計画に対して必要な助言等を行う。</li> <li>今後策定する特定接種に関する実施要領においても新型インフルエンザワクチンの流通体制を定める予定。</li> </ul>	厚生労働省
40	厚生労働省、内閣官房、関係省庁	33	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、基準に該当する事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に特定接種の登録に関する基準及び手続きに係る告示を定めるとともに、医療分野における登録要領を策定した。</li> <li>平成27年度には、国民生活・国民経済安定分野における登録要領を策定し、関係省庁、都道府県の担当者を対象とした説明会を開催した。</li> <li>平成29年度には、医療分野と国民生活・国民経済安定分野の基準に該当する事業者の登録を完了した。</li> <li>平成30年度以降も、特定接種管理システムの登録情報について、更新等作業を実施した。</li> </ul>	引き続き、更新・新規事業者登録申請等の登録手続きを実施する。	厚生労働省
					<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省への協力を行うなど、特定接種の実施に向けた必要な支援を実施している。</li> </ul>	引き続き、必要な支援を行う。	内閣官房
41	厚生労働省、関係省庁	33	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。(厚生労働省、関係省庁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に、都道府県担当者を対象とした説明会を開催し、特定接種の登録方法に関する告示・登録要領を策定した上で、医療分野の登録申請の審査を実施した。</li> <li>平成26年度より、登録に係るWebシステム(特定接種管理システム)の構築を開始し、平成28年4月に、平成25年度実施分の医療分野の登録申請内容をWebシステムに登録するとともに、Webシステムによる医療分野及び国民生活・国民経済安定分野の一部の事業者の登録申請受付を開始した。</li> <li>平成29年12月に登録審査を完了した分について、平成30年5月に登録事業者の公表を行った。</li> <li>平成30年度以降も、特定接種管理システムの登録情報について、更新等作業を実施した。</li> </ul>	引き続き、更新・新規事業者登録申請等の登録手続きを実施する。	厚生労働省
42	厚生労働省、関係省庁	33	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。(厚生労働省、関係省庁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の接種体制の構築について、医療分野においては平成25年度に、国民生活・国民経済安定分野においては平成27年度に登録要領で示すとともに、関係省庁、都道府県を対象とした説明会を開催し、各事業者等への周知を依頼した。</li> </ul>	引き続き、更新・新規事業者登録申請等の登録手続きについて、各事業者へ周知する。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
43	厚生労働省	33,34	予防・まん延防止	<p>・市町村は、国及び都道府県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(厚生労働省)</p>	<p>・平成25年度厚生労働科学研究において、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」を策定。  ・平成26年度厚生労働科学研究において、住民規模の異なるモデル市での新型インフルエンザ等発生時における、住民接種体制の構築を具体的に検討し、他の市町村の参考となる報告書を作成し、平成27年5月に「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き」として公表を行った。  ・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において「新型インフルエンザ等における住民接種 接種要領について」を報告するとともに、平成31年3月29日に住民接種実施要領を策定し、同日、各自治体に通知(健発0329第39号厚生労働省健康局長通知)した。  ・「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領Q&amp;A」を作成し、令和元年10月17日に各自治体に周知した。</p>	今後にも必要に応じて、支援・助言等を行う。	厚生労働省
44	厚生労働省	34	予防・まん延防止	<p>・市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び都道府県は、技術的な支援を行う。(厚生労働省)</p>	<p>・平成25年度厚生労働科学研究において、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」を策定。  ・平成26年度厚生労働科学研究において、住民規模の異なるモデル市での新型インフルエンザ等発生時における、住民接種体制の構築を具体的に検討し、他の市町村の参考となる報告書を作成し、平成27年5月に「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き」として公表を行った。  ・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において「新型インフルエンザ等における住民接種 接種要領について」を報告するとともに、平成31年3月29日に住民接種実施要領を策定し、同日、各自治体に通知(健発0329第39号厚生労働省健康局長通知)した。  ・「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領Q&amp;A」を作成し、令和元年10月17日に各自治体に周知した。</p>	今後にも必要に応じて、支援・助言等を行う。	厚生労働省
45	厚生労働省、関係省庁	34	予防・まん延防止	<p>・市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。(厚生労働省、関係省庁)</p>	<p>・平成25年度厚生労働科学研究において、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」を策定。  ・平成26年度厚生労働科学研究において、住民規模の異なるモデル市での新型インフルエンザ等発生時における、住民接種体制の構築を具体的に検討し、他の市町村の参考となる報告書を作成し、平成27年5月に「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き」として公表を行った。  ・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において「新型インフルエンザ等における住民接種 接種要領について」を報告するとともに、平成31年3月29日に住民接種実施要領を策定し、同日、各自治体に通知(健発0329第39号厚生労働省健康局長通知)した。  ・「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領Q&amp;A」を作成し、令和元年10月17日に各自治体に周知した。</p>	今後にも必要に応じて支援・助言等を行う。	厚生労働省
46	厚生労働省	34	予防・まん延防止	<p>・国は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図る。(厚生労働省)</p>	<p>・新型インフルエンザ等対策ガイドライン(予防接種に関するガイドライン)において情報提供を行い、国民の理解促進を図っている。</p>	引き続き、情報提供を行い、国民の理解促進を図る。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
47	厚生労働省	34	医療	<p>・国は、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、日本医師会等の関係機関と連携し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。(厚生労働省)</p>	<p>・平成25年8月に、厚生労働科学研究において、「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」(診療所、小規模・中規模病院向け)及び「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」(大規模・中規模病院向け)を作成した。</p> <p>・また、平成25年6月に策定した政府行動計画やガイドラインを踏まえ、都道府県において行動計画を策定するとともに、医療体制の整備を行っていただいている。</p> <p>・適宜、都道府県等からの疑義照会に対応しており、必要な助言を行っている。</p> <p>・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において、リスクコミュニケーションの観点から、新型インフルエンザ患者入院医療機関等の情報を厚生労働省HPIに掲載することになり、令和元年度から掲載している。</p>	<p>今後も必要に応じて助言等を行うとともに、引き続き新型インフルエンザ患者入院医療施設等の情報を厚生労働省HPIに掲載する。</p>	厚生労働省
48	厚生労働省、消防庁	34	医療	<p>・都道府県等は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。国は都道府県等の医療体制整備の推進を支援する。(厚生労働省、消防庁)</p>	<p>・平成25年6月に策定した政府行動計画やガイドラインを踏まえ、都道府県における行動計画の策定や医療体制の整備を支援している。</p> <p>・適宜、都道府県等からの疑義照会に対応しており、必要な支援を行っている。</p> <p>・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において、リスクコミュニケーションの観点から、新型インフルエンザ患者入院医療機関等の情報を厚生労働省HPIに掲載することになり、令和元年度から掲載している。</p>	<p>今後も必要に応じて支援を行うとともに、引き続き新型インフルエンザ患者入院医療施設等の情報を厚生労働省HPIに掲載する。</p>	厚生労働省
				<p>・平成21年度に通知を發出し、都道府県を通じて、消防機関に対し、都道府県等の関係機関との連携をとるよう依頼した。</p>	<p>引き続き、十分な連携が図られるよう必要に応じて働きかけていく。</p>	消防庁	
49	厚生労働省	34	医療	<p>・国は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行うことなど、都道府県等の行動計画に具体的な内容を定めておくよう必要な助言等を行う。(厚生労働省)</p>	<p>・平成25年6月に策定した政府行動計画やガイドラインを踏まえ、都道府県における行動計画の策定や医療体制の整備を支援している。</p> <p>・適宜、都道府県等からの疑義照会に対応しており、必要な支援を行っている。</p> <p>・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において、リスクコミュニケーションの観点から、新型インフルエンザ患者入院医療機関等の情報を厚生労働省HPIに掲載することになり、令和元年度から掲載している。</p>	<p>今後も必要に応じて助言等を行うとともに、引き続き新型インフルエンザ患者入院医療施設等の情報を厚生労働省HPIに掲載する。</p>	厚生労働省
50	厚生労働省	34	医療	<p>・国は、都道府県等に対し、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、国及び都道府県等は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。(厚生労働省、関係省庁)</p>	<p>・平成25年6月に策定した政府行動計画やガイドラインを踏まえ、都道府県における行動計画の策定や医療体制の整備を支援している。</p> <p>・感染症指定医療機関の整備については、それに係る所要の補助を行うための予算(保健衛生施設等施設整備費補助金)を確保し、都道府県等に対し整備の要請を行っている。</p> <p>・個人防護具の準備等についても、それに係る所要の補助を行うための予算(保健衛生施設等設備整備費補助金)を確保し、都道府県等に対し整備の要請を行っている。</p>	<p>今後も必要に応じて支援等を行う。</p>	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
51	厚生労働省	34,35	医療	<p>・国、都道府県等は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① 国及び都道府県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。(厚生労働省)</p> <p>② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院等)又は公的医療機関等(大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。</p> <p>③ 都道府県は、保健所設置市及び特別区の協力を得ながら、入院治療が必要な新型コロナウイルス等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。</p> <p>④ 都道府県は入院治療が必要な新型コロナウイルス等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。</p> <p>⑤ 都道府県等は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型コロナウイルス等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。</p> <p>⑥ 都道府県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p>	<p>・平成24年度及び25年度の厚労科学研究において、医療機関における診療継続計画の手引きについて研究し、平成25年8月に成果として医療機関の規模別に「新型コロナウイルス等発生時の診療継続計画作りの手引き(診療所、小規模・中規模病院向け)及び「医療機関における新型コロナウイルス等対策立案のための手引き(大規模・中規模病院向け)」を公表した。</p> <p>・平成25年6月に策定した政府行動計画やガイドラインを踏まえ、都道府県等において、医療機関の体制整備や社会福祉施設等の入所施設での医療提供の方法について検討することを依頼しているところであり、適宜、都道府県等からの疑義照会に対して必要な支援を行っている。</p> <p>・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において、リスクコミュニケーションの観点から、新型コロナウイルス患者入院医療機関等の情報を厚生労働省HPに掲載することになり、令和元年度から掲載している。</p>	<p>今後も必要に応じて支援を行うとともに、引き続き新型コロナウイルス患者入院医療施設等の情報を厚生労働省HPに掲載する。</p>	厚生労働省
52	文部科学省	35	医療	<p>・国は、大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型コロナウイルス等の発生に備えた準備を要請する。(文部科学省)</p>	<p>・大部分の国公立大学病院が患者対応マニュアルを整備しているところであり、また、上記病院が自治体や地域の医療機関との連携活動を開始しているところである。国として引き続き、大学病院に対して、各種会議等を通じ、患者対応マニュアル整備や地域連携等の準備を要請している。</p> <p>・96%の国公立大学病院が患者対応マニュアルを整備している。(平成30年2月調査)</p> <p>・87%の国公立大学病院が自治体や地域の医療機関との連携活動を始めている。(平成30年2月調査)</p>	<p>大学病院に対して、各種会議等を通じ、患者対応マニュアル整備や地域連携等の準備を引き続き要請していく。</p>	文部科学省
53	消防庁	35	医療	<p>・国は、地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。(消防庁)</p>	<p>・平成20年度に、「消防機関における新型コロナウイルス対策のための業務継続計画ガイドライン」を策定し、都道府県を通じて、消防機関に対し、業務継続計画の策定を進めるよう依頼した。</p> <p>・平成21年度にとりまとめた新型コロナウイルス感染疑い患者の救急搬送における留意点を含む「消防機関における新型コロナウイルス対策検討会報告書」を、都道府県を通じて、消防機関に周知した。</p> <p>・消防機関における救急搬送時の感染防止用資器材の整備にかかる必要な経費について、地方財政措置による支援を行っている。</p>	<p>今後も引き続き支援を行っていく。</p>	消防庁
54	厚生労働省	35	医療	<p>・国は、新型コロナウイルス等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等の策定を行い、医療機関に周知する。(厚生労働省)</p>	<p>・平成26年度に作成された「成人の新型コロナウイルス治療ガイドライン」を平成29年11月に鳥インフルエンザ等の疫学情報について最新版へアップデート等を行い、「成人の新型コロナウイルス治療ガイドライン(第2版)」へと改訂された。</p>	<p>厚生労働省WEBサイト等を通じて周知していく。</p>	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
55	厚生労働省	35	医療	・国は、都道府県等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。(厚生労働省、都道府県)	・平成24年度より、自治体と共同で新型インフルエンザ等の発生を想定した机上訓練や、自治体や医療従事者を対象とした新型インフルエンザ等に関するワークショップ(平成24年度までは感染症アドバイザー養成セミナーとして実施)を実施している。(平成29年度は平成29年11月に、平成30年度は平成30年9月に、令和元年度は令和元年10月に実施。)	引き続き、訓練や新型インフルエンザ等に関するワークショップを実施する。	厚生労働省
56	厚生労働省	35,36	医療	・国及び都道府県等は、必要となる医療資器材(个人防护具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。国は、都道府県等に対し、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう要請する。(厚生労働省)	・「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業」及び「感染症外来協力医療機関設備整備事業」により補助を行っている。なお、各都道府県は、国に申請を行う際には、管内の医療機関からの要望を取りまとめ、必要量の精査を行っている。	国は、今後とも必要となる医療器資材や病床数の把握に努めるとともに、それらの備蓄・整備を進める。	厚生労働省
57	厚生労働省	36	医療	・国は、新型インフルエンザの発生に備えた迅速診断キットの開発を促進する。(厚生労働省)	・新型インフルエンザや薬剤耐性インフルエンザウイルスに係る既存の診断方法と新たな方法を組み合わせた診断手法の研究については、キットの実用化には至らなかった。 ・平成28年度から、LAMP法を活用した迅速診断キットの現場での実用性について研究を開始。	平成28年度に開始した研究班において、LAMP法を活用した迅速診断キットの現場での実用性を研究する。	厚生労働省
58	厚生労働省	36	医療	・国は、地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備するよう要請し、その技術的支援を行う。(厚生労働省)	・国立感染症研究所において、鳥インフルエンザ等について、地方衛生研究所等のPCRの検査精度管理を行っている。	引き続き、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備するよう要請し、その技術的支援を行う。	厚生労働省
59	厚生労働省	36	医療	・国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。(厚生労働省)	・新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を厚生労働省WEBサイトに掲載するとともに、通知やメールマガジンを活用し、迅速に提供している。	引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を厚生労働省WEBサイトに掲載するとともに、通知やメールマガジンを活用し、迅速に提供する。	厚生労働省
60	厚生労働省	36	医療	・国は、抗インフルエンザウイルス薬の効果やウイルス薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。(厚生労働省)	・季節性及び動物由来人感染インフルエンザウイルスの薬剤効果の情報収集を行っている。	引き続き、国内外協力機関との連携のもと、季節性インフルエンザや新型インフルエンザの株のサーベイランス体制を強化するなどして、適切なワクチン株検索網の拡充等を図る。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
61	厚生労働省	36	医療	<p>・国及び都道府県は、最新の諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、全人口の25%が罹患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。(厚生労働省)</p>	<p>・行政が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬については、令和2年3月末までに約3,588万人分が確保されており、備蓄状況は以下のとおり。 ①国はタミフル(カプセル)約472.5万人分、リレンザ約230万人分、タミフルドライシロップ約227.5万人分、ラビアクタ約95万人、イナビル約724.5万人分備蓄済。 ②都道府県はタミフル約887万人分、リレンザ約486万人分、タミフルドライシロップ約325万人分、ラビアクタ約116万人分、イナビル約24万人分備蓄済。 ・平成29年3月に、感染力・病原性の強い新型インフルエンザが発生し、かつ、ノイラミニダーゼ阻害薬4剤に対し、無効又は効果が不十分な場合に備え、アビガンが被害想定における入院患者数の上限である200万人分を備蓄することとした。(令和2年3月末時点備蓄済) ・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において、今後の備蓄方針として「効率的かつ安定的な備蓄に向けて抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法に原薬備蓄を追加」することとなった。</p>	<p>引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。このほか、必要に応じ、備蓄内容について再検討を行う。</p>	厚生労働省
62	厚生労働省	36	医療	<p>・国は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討する。(厚生労働省)</p>	<p>・新型インフルエンザ等対策有識者会議等において適切な目標量や割合を設定している。 ・平成29年3月に、感染力・病原性の強い新型インフルエンザが発生し、かつ、ノイラミニダーゼ阻害薬4剤に対し、無効又は効果が不十分な場合に備え、アビガンが被害想定における入院患者数の上限である200万人分を備蓄することとした。(令和2年3月末時点備蓄済)</p>	<p>必要に応じ、備蓄割合の検討を行う。</p>	厚生労働省
63	外務省	36	医療	<p>・国は、在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を引き続き進める。(外務省)</p>	<p>(外務省職員分) インフルエンザが発生した際に、在外公館職員等が海外邦人保護等の業務を遂行するために、在外公館職員等用として、在外公館に備蓄用抗インフルエンザ薬を配布している。 抗インフルエンザ薬の使用期限切れに伴い、平成30年度予算で備蓄薬を更新済み(有効期限10年)。 (在外邦人分) 緊急・特例的な状況下に備え、邦人保護の観点から、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、一部の在外公館で抗インフルエンザ薬を一定数備蓄している。在外邦人が感染した場合の緊急支援・供与用として、医療事情の良くない国・地域に所在する在外公館に備蓄用抗インフルエンザ薬を配布、対応している。</p>	<p>(外務省職員分) 引き続き、同行動計画に基づき、抗インフルエンザ薬を計画的かつ安定的に備蓄する。 (在外邦人分) 引き続き、同行動計画に基づき、抗インフルエンザ薬を計画的かつ安定的に備蓄する。</p>	外務省
64	厚生労働省	36	医療	<p>・国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(厚生労働省)</p>	<p>・毎年、季節性インフルエンザの流行期入り前に、自治体、医療機関・医薬品卸売業者の関係団体に対して抗インフルエンザウイルス薬の適正流通に関する通知を发出している。また、季節性インフルエンザの流行期間における抗インフルエンザウイルス薬の医療機関への供給状況及びメーカー・卸における在庫状況について、毎月、厚生労働省WEBサイトに掲載している。</p>	<p>引き続き、令和元年度の流行期においても抗インフルエンザウイルス薬の適正流通に関する通知を发出し、抗インフルエンザウイルス薬の医療機関への供給状況やメーカー・卸の在庫状況も厚生労働省WEBサイトに掲載を予定している。</p>	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
65	内閣官房	36,37	国民生活及び 国民経済の安定の確保	<p>・国及び都道府県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係省庁)</p>	<p>・指定公共機関を対象として、平成25年8月に業務計画等に関する説明会を実施するとともに、平成26年9月に情報交換会を、平成28年2月に講演会、平成29年3月及び平成30年3月には事業者シンポジウムを開催。また、平成31年3月にシンポジウムを開催し、米国CDCのDr.Uyekiが講演を行い、最新の新型インフルエンザの情報を提供した。加えて、「新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会」を立ち上げ、平成29年9月には第1回会合を、平成30年3月に第2回会合、平成30年12月に第3回会合を開催し、連携を図っている。また、関係省庁に対して、指定公共機関の業務計画の作成状況を把握するための調査を実施するとともに、都道府県を通じて、指定地方公共機関の業務計画の作成状況の調査を定期的に実施している。</p> <p>・業務計画の作成が遅れている指定地方公共機関を対象に、作成の働きかけ・支援を行った。</p> <p>・指定公共機関を対象に新型インフルエンザ等対策に関する課題や意識、要望事項等の調査を実施し、平成28年4月に報告書を公表した。</p> <p>・平成27年度の調査結果を踏まえ、平成28年度には、指定公共機関の事業継続に関する考え方等について調査を実施し、平成29年4月に報告書を公表した。</p> <p>・平成29年度調査研究事業として、国民生活・国民経済安定分野の特定接種登録事業者の業務継続計画について詳細な調査・分析を実施した。</p> <p>・平成31年3月に職場・事業所における感染予防対策に関するチラシを作成し、指定公共機関に共有し、内閣官房ウェブサイトに掲載した。</p>	<p>今後も業務計画の作成支援を継続するとともに、「新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会」を通じて、連携訓練、シンポジウム等を実施していく予定。</p>	内閣官房
66	内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、原子力規制庁、防衛省、公正取引委員会	37	国民生活及び 国民経済の安定の確保	<p>・国は、指定(地方)公共機関及び登録事業者(以下「指定(地方)公共機関等」という。)の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。(関係省庁)</p>	<p>・関係省庁を通じて、新型インフルエンザ等発生時に弾力運用の必要となる法令について調査を実施し、各省庁に検討を依頼した。その検討結果について取りまとめ、平成25年12月に公表した。</p>	<p>今後も必要に応じ、法令の弾力運用等について検討する。</p>	内閣官房

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
67	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	37	国民生活及び国民経済の安定の確保	<p>・国は、都道府県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。(関係省庁)</p>	<p>・平成21年の新型インフルエンザ発生を受けて日本郵政(株)に対し、グループ内各社と連携の上、事業継続計画の策定等適切な対応を図るよう要請した。日本郵便(株)において、平成26年4月に「新型インフルエンザ等対策業務計画」を策定した。</p>	引き続き、必要に応じて対応を行う。	総務省
					<p>・医薬品等の緊急物資の物流・運送確保に係る指定公共機関においては、特措法第9条に基づく新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成を行った。</p>	引き続き、必要に応じて対応を行う。	厚生労働省
					<p>・毎年定期的に、食品産業事業者における応急用食料の供給可能量及び連絡先を調査し、結果を関係省庁及び都道府県に対して通知している。  ・食品産業事業者による事業継続に向けた取組を支援する観点から、以下の取組を実施した。  ①「食品産業事業者等のための事業継続計画(簡易版)の策定及び取組の手引き」を作成・公表  ②「新型インフルエンザに備えるための食品産業事業者の事業継続計画策定のポイント」を作成・公表  ③「事業継続計画策定のイメージと解説」を作成・公表  ④「実証調査に基づく食品スーパーマーケット等における新型インフルエンザ対策の参考メニュー」を作成・公表  ⑤食品産業事業者に対し、事業継続計画策定のためのセミナーや情報共有会を実施  ⑥緊急時における企業間連携の考え方について説明会を実施、「緊急時における食品産業事業者間連携に係る指針」を作成・公表  ⑦「食品産業事業者のための連携訓練マニュアル」を作成・公表  ⑧「食品産業事業者における緊急時に備えた取組事例集」を作成・公表</p>	今後も必要に応じて、内容を見直しつつ、調査を継続する。	農林水産省
					<p>・平成21年4月に経済産業省関係の事業者団体等に対して、関連情報の注視や必要な対策を講じるよう注意喚起・要請文書を発出。また、「経済産業省新型インフルエンザ対策に関する行動計画」において、関係事業者団体等に対する注意喚起等や社会機能維持事業者等に対する事前準備等の要請について規定している。</p>	引き続き、状況変化に応じて省内行動計画やBCPの見直しを行い、関係省庁とも連携しつつ、関係指定公共機関等における体制整備の徹底を図る。	経済産業省
					<p>・平成25年6月に閣議決定された政府行動計画等を踏まえ、国土交通省行動計画を改定し、所管事業者を含む関係者に対し、政府行動計画やガイドラインと併せ周知する等、新型インフルエンザ等に関する情報共有等を行い、必要に応じ支援している。</p>	指定公共機関に対し、業務計画の見直し等が行われるよう支援する。	国土交通省
68	厚生労働省	37	国民生活及び国民経済の安定の確保	<p>・国は、市町村に対し、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、都道府県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。(厚生労働省)</p>	<p>・平成25年6月策定の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」により対応している。</p>	今後も必要に応じて、新型インフルエンザ等対策ガイドラインの周知徹底を図る。	厚生労働省

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
69	厚生労働省	37	国民生活及び国民経済の安定の確保	<p>・都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(厚生労働省)</p>	<p>・平成9年に各都道府県に対し「広域火葬計画の策定について」(平成9年11月13日付け厚生省生活衛生局長通知)を发出し、各都道府県に対し、市区町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備しておくよう要請している。</p> <p>また、平成23年の東日本大震災を踏まえ、「大規模災害時における御遺体の埋火葬の実施のための基本的指針の策定について」(平成26年7月30日付け各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知)及び「広域火葬計画の策定の推進について(通知)」(平成27年3月6日付け各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知)を发出し、前記平成9年通知に示されているとおり、広域的な火葬体制が整備されるよう、特段の配慮をお願いする旨通知している。平成31年3月末時点で、45都道府県が計画を策定済み、2県においてはそれぞれ令和元年度中に策定予定。</p>	必要に応じ、要請を行う。	厚生労働省
70	内閣官房、厚生労働省	37	国民生活及び国民経済の安定の確保	<p>・国、都道府県、市町村及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。</p>	<p>・政府対策本部事務局用のPPE、保存食、マスク等を備蓄している。</p>	引き続き、備蓄を進める。	内閣官房
					<p>・「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業」及び「感染症外来協力医療機関設備整備事業」により補助を行っている。</p> <p>・備蓄目標については確保されており、備蓄状況は以下のとおり。</p> <p>①国はタミフル(カプセル)約472.5万人分、リレンザ約230万人分、タミフルドリンロップ約227.5万人分、ラビアクタ約95万人分、イナビル約724.5万備蓄済。</p> <p>②都道府県はタミフル約887万人分、リレンザ約486万人分、タミフルドリンロップ約325万人分、ラビアクタ約116万人分、イナビル約24万人分備蓄済。</p> <p>・平成29年3月に、感染力・病原性の強い新型インフルエンザが発生し、かつ、ノイラミニダーゼ阻害薬4剤に対し、無効又は効果が不十分な場合に備え、アピガン被想定における入院患者数の上限である200万人分を備蓄することとした。</p> <p>・平成31年1月28日の厚生科学審議会感染症部会において、今後の備蓄方針として「効率的かつ安定的な備蓄に向けて抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法に原薬備蓄を追加」することとなった。</p>	引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。このほか、必要に応じ、備蓄内容について再検討を行う。	厚生労働省